

# 熊野古道伊勢路世界遺産登録 15 周年のぼり旗製作等業務 企画提案コンペ参加仕様書

## 1. 公募対象業務

熊野古道伊勢路世界遺産登録 15 周年のぼり旗製作等業務

## 2. 委託業務の内容

別紙「熊野古道伊勢路世界遺産登録 15 周年のぼり旗製作等業務仕様書」

(以下、業務仕様書とする。) のとおり

## 3. 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日 (金)

## 4. 契約上限金額

486,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

## 5. 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出されたのぼり旗デザイン案について、別に設置する「熊野古道伊勢路世界遺産登録 15 周年のぼり旗製作等業務企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案コンペの内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付期間

平成 31 年 1 月 31 日 (木) 17 時まで

イ 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は文書 (様式自由、但し、規格は A 4 版) にて行うものとし、「13. 担当事務局」まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話・ファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

ウ 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

エ 質問に対する回答

頂いた質問には、平成 31 年 2 月 1 日 (金) 17 時までに、東紀州地域振興公社のホームページに回答を掲載させていただきます。

(2) 企画提案コンペ参加申込書（第1号様式）の提出

ア 提出期限

平成31年2月20日（水）13時まで（必着）

イ 提出場所

〒519-4393 熊野市井戸町371番地（県熊野庁舎2階）

東紀州地域振興公社 紀南事務所（担当：松田）

ウ 提出方法

上記提出場所に持参又は郵送等による送付

（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）

エ 受理の確認

企画提案コンペ参加申込書を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当事務局に受理の確認をしてください。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

平成31年2月20日（水）13時まで（必着）

イ 提出場所

企画提案コンペ参加申込書と同様

ウ 提出方法

企画提案コンペ参加申込書と同様

エ 受理の確認

企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当事務局に受理の確認をしてください。

## 6. 提出を求める資料の内容

(1) 企画提案コンペ参加申込書（第1号様式）2部（コピー可。但し原本1部要）

「8. 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申込書及び添付書類（登記簿謄本又は登記事項証明書 写し可）

(2) 企画提案書 10部

ア のぼり旗デザインの企画提案

のぼり旗のデザインを企画提案頂きます。但し、実物大の提出は必要ありません。

イ 業務の実施体制（様式任意）

当業務を円滑に推進するための提案者の実施体制の詳細

ウ 実施スケジュール（様式任意）

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール

- (3) 共同体等、複数者から成る組織による参加の場合の資料 1部  
共同事業体協定書兼委任状（様式例：第3号様式）及び組織の規定・会則を別に提出してください。
- (4) 見積書 1部  
様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して1式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (5) 類似事業の契約実績証明書 1部  
過去3年間の今回業務と同規模程度（又は同規模以上）の類似事業の契約実績があれば、その実施内容（実施年度、事業名、契約相手先）を記載した書類を提出してください。（様式例：第2号様式）

## 7. 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案されたものを総合的に評価して選定します。

- (1) 目的との合致  
委託業務の目的に合致したもので効果が期待できるか。
- (2) 発信力（比重配点×2）  
効果的なデザインとなっているか。
- (3) 実施体制（比重配点×2）  
事業実施にあたって当担当事務局との連絡体制や社内体制は十分か。過去に同様の事業に取り組んだ実績があり、十分な知識と経験を有しているか。
- (4) 計画性  
全体スケジュールは具体的で無理のない計画か。
- (5) 見積書の経済性  
契約上限に適合し、仕様書及び企画提案されたものに比べて、妥当な見積額となっているか。

## 8. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 共同体での参加も可能とする。但し、その場合は当該共同体の構成員が単体で参加することはできない。なお、各構成員は、(1)～(4)の条件を全て満たすこと。
- (6) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 9. 委託契約締結

- (1) 最優秀提案者（但し、熊野古道伊勢路世界遺産登録15周年のぼり旗製作等業務企画提案コンペ選定委員会の最低制限基準点以上）と契約条件、業務仕様書の内容及び、業務仕様書に基づく見積書に基づく契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

イ 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。但し、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

## 10. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

東紀州地域振興公社は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 11. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 「13. 担当事務局」に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、担当事務局と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約か

らの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に準ずる落札資格停止等の措置を講じます。

## 12. その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、最優秀提案者が決定するまでの間は、企画提案の内容変更は認めません。
- (4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に準じ管理するものとします。また、提出のあった各提案書については、返還しません。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に準じて情報公開の対象となります。但し、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しません。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定に準ずるものとします。

## 13. 担当事務局

〒519-4393

三重県熊野市井戸町371番地

東紀州地域振興公社 紀南事務所

担当：松田、片山

TEL：0597-89-6172

FAX：0597-89-6184

e-mail：matsuk17@pref.mie.jp